

府子本第 314 号
令和 4 年 4 月 1 日

各 都道府県知事 殿

内 閣 総 理 大 臣
(公 印 省 略)

「子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について」の一部改正について

平成 27 年 7 月 13 日付けで「子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について」
(府子本第 202 号) を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり一部改
正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村(特別区を含む。)に対してこの旨
通知されたい。

(別添)

子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱（新旧対照表）

（下線部は変更点）

改正後	現行
府子本第 202 号 平成 27 年 7 月 13 日	府子本第 202 号 平成 27 年 7 月 13 日
第一次改正 府子本第 716 号 平成 28 年 10 月 31 日	第一次改正 府子本第 716 号 平成 28 年 10 月 31 日
第二次改正 府子本第 612 号 平成 29 年 8 月 1 日	第二次改正 府子本第 612 号 平成 29 年 8 月 1 日
第三次改正 府子本第 640 号 平成 30 年 6 月 29 日	第三次改正 府子本第 640 号 平成 30 年 6 月 29 日
第四次改正 府子本第 185 号 令和元年 6 月 25 日	第四次改正 府子本第 185 号 令和元年 6 月 25 日
第五次改正 府子本第 607 号 令和 2 年 5 月 25 日	第五次改正 府子本第 607 号 令和 2 年 5 月 25 日
第六次改正 府子本第 292 号 令和 3 年 4 月 1 日	第六次改正 府子本第 292 号 令和 3 年 4 月 1 日
第七次改正 府子本第 1228 号 令和 4 年 1 月 12 日	第七次改正 府子本第 1228 号 令和 4 年 1 月 12 日
第八次改正 府子本第 314 号 令和 4 年 4 月 1 日	
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿
内閣総理大臣	内閣総理大臣

改正後	現行
<p data-bbox="730 277 949 309">(公印省略)</p> <p data-bbox="286 400 1021 432">子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について</p> <p data-bbox="203 523 1106 683">標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により行うこととし、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="203 735 300 767">別 紙</p> <p data-bbox="333 818 974 850">子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱</p> <p data-bbox="219 903 344 935">(通 則)</p> <p data-bbox="203 943 1106 1225">第 1 条 子ども・子育て支援施設整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p data-bbox="203 1278 568 1310">第 2 条から第 3 条 (略)</p>	<p data-bbox="1659 277 1879 309">(公印省略)</p> <p data-bbox="1247 400 1919 432">子ども・子育て支援整備交付金の交付について</p> <p data-bbox="1133 523 2036 683">標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により行うこととし、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="1133 735 1229 767">別 紙</p> <p data-bbox="1296 818 1872 850">子ども・子育て支援整備交付金交付要綱</p> <p data-bbox="1149 903 1274 935">(通 則)</p> <p data-bbox="1133 943 2036 1225">第 1 条 子ども・子育て支援整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p data-bbox="1133 1278 1498 1310">第 2 条から第 3 条 (略)</p>

改正後		現行	
第4条 この要綱において、「整備」とは、次の表に掲げる内容をいう。		第4条 この要綱において、「整備」とは、次の表に掲げる内容をいう。	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること。	創 設	新たに施設を整備すること。
改 築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。	改 築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡 張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。	拡 張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という。）」の第4により整備すること。	大規模修繕	平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という。）」の第4により整備すること。
応急仮設施設整備	通知の第6により整備すること。	応急仮設施設整備	通知の第6により整備すること。
第5条から第18条 （略）		第5条から第18条 （略）	

改正後						現行							
別表 1						別表 1							
算定基準						算定基準							
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合	1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合		
放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	29,060千円	ただし、平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という）の第1による、新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合（以下「新・放課後子ども総合プランによる場合」という。）。	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】 国 1/3 (2/3) 【5/6】 都道府県 1/3 (1/6) 【1/12】 市町村 1/3 (1/6) 【1/12】	放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	28,659千円	ただし、平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という）の第1による、新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合（以下「新・放課後子ども総合プランによる場合」という。）。	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】 国 1/3 (2/3) 【5/6】 都道府県 1/3 (1/6) 【1/12】 市町村 1/3 (1/6) 【1/12】
		賃借料加算	6,751千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】	賃借料加算	6,658千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】				
		特殊付帯工事費	17,487千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	特殊付帯工事費	17,246千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費				
		解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1,542千円 2,296千円	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2 改築に際して仮施設を整備する場合	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1,521千円 2,264千円	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2 改築に際して仮施設を整備する場合	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費				

改正後				現行			
		3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	国 2/9 (1/2) 【5/8】			3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	国 2/9 (1/2) 【5/8】
拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	都道府県 2/9 (1/8) 【1/16】 市町村 2/9 (1/8) 【1/16】 設置者 1/3 (1/4) 【1/4】	拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	都道府県 2/9 (1/8) 【1/16】 市町村 2/9 (1/8) 【1/16】 設置者 1/3 (1/4) 【1/4】
	賃借料加算	6,751千円			賃借料加算	6,658千円	
	特殊付帯工事費	17,487千円			特殊付帯工事費	17,246千円	
大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。		大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	
	特殊付帯工事費	17,487千円			特殊付帯工事費	17,246千円	
	仮設施設整備工事費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。			仮設施設整備工事費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	

改正後						現行					
別表 2						別表 2					
算定基準						算定基準					
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合	1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	39,476千円	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 〔都道府県 1/3 市町村 1/3〕 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 〔都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10〕	病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	38,924千円	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 〔都道府県 1/3 市町村 1/3〕 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 〔都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10〕
		設計料加算	1,974千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料		設計料加算		1,946千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料		
		環境改善加算	4,656千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用		環境改善加算		4,592千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用		
		地域の余裕スペース活用促進加算	4,074千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用		地域の余裕スペース活用促進加算		4,018千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用		
		特殊付帯工事費	16,645千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費		16,415千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		
		解体撤去工事費及び仮施設設置整備工	2,437千円	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設設置整備に必要な賃借料、工事			解体撤去工事費及び仮施設設置整備工	2,403千円	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設設置整備に必要な賃借料、工事

改正後				現行			
	事費	2 改築に際して仮施設を整備する場合 <u>4,341</u> 千円	費又は工事請負費		事費	2 改築に際して仮施設を整備する場合 <u>4,281</u> 千円	費又は工事請負費
		3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めたとする。				3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めたとする。	
拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めたとする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めたとする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料		設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善加算	<u>4,656</u> 千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用		環境改善加算	<u>4,592</u> 千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
	特殊付帯工事費	<u>16,645</u> 円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	<u>16,415</u> 千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めたとする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めたとする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	特殊付帯工事費	<u>16,645</u> 千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	<u>16,415</u> 千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	仮施設整備工事費	大規模修繕に際して仮施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めたとする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費		仮施設整備工事費	大規模修繕に際して仮施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めたとする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

改正後					
別表 3 算定基準 (第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)					
1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
放課後児童クラブ(1支援単位あたり)	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 43,590千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 31,966千円 第8条(4)に基づく場合 38,359千円 ただし、放課後子ども総合プランによる場合 第8条(1)に基づく場合 87,180千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 63,932千円 第8条(4)に基づく場合 76,718千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】 国 1/3 (2/3) 【5/6】 〔都道府県 1/3 (1/6) 【1/12】 市町村 1/3 (1/6) 【1/12】〕
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 10,127千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,426千円 第8条(4)に基づく場合 8,911千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のため
		特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 26,231千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 19,236千円 第8条(4)に基づく場合 23,083千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	

現行					
別表 3 算定基準 (第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)					
1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
放課後児童クラブ(1支援単位あたり)	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 42,989千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 31,525千円 第8条(4)に基づく場合 37,830千円 ただし、放課後子ども総合プランによる場合 第8条(1)に基づく場合 85,978千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 63,050千円 第8条(4)に基づく場合 75,660千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】 国 1/3 (2/3) 【5/6】 〔都道府県 1/3 (1/6) 【1/12】 市町村 1/3 (1/6) 【1/12】〕
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 9,987千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324千円 第8条(4)に基づく場合 8,789千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のため
		特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 25,869千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,971千円 第8条(4)に基づく場合 22,765千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	

改正後				現行				
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>2,313</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>1,696</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>2,035</u>千円</p> <p>2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>3,444</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>2,526</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>3,031</u>千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p> <p>の放課後児童クラブの整備を行う場合】</p> <p>国 2/9 (1/2) 【5/8】</p> <p>〔都道府県 2/9 (1/8) 【1/16】 市町村 2/9 (1/8) 【1/16】 設置者 1/3 (1/4) 【1/4】〕</p>		解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>2,282</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>1,673</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>2,008</u>千円</p> <p>2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>3,396</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>2,490</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>2,988</u>千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p> <p>の放課後児童クラブの整備を行う場合】</p> <p>国 2/9 (1/2) 【5/8】</p> <p>〔都道府県 2/9 (1/8) 【1/16】 市町村 2/9 (1/8) 【1/16】 設置者 1/3 (1/4) 【1/4】〕</p>	
拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
	賃借料加算	<p>第8条(1)に基づく場合 <u>10,127</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>7,426</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>8,911</u>千円</p>	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合には必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)		賃借料加算	<p>第8条(1)に基づく場合 <u>9,987</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>7,324</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>8,789</u>千円</p>	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合には必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)	
	特殊付帯工事費	<p>第8条(1)に基づく場合 <u>26,231</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>19,236</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>23,083</u>千円</p>	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	<p>第8条(1)に基づく場合 <u>25,869</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>18,971</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>22,765</u>千円</p>	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	

改正後

別表 4

算定基準

(第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 <u>59,214</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>43,424</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>52,108</u> 千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 (都道府県 1/3 市町村 1/3) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 (都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10)
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 <u>2,961</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>2,171</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>2,606</u> 千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 <u>6,984</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>5,122</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>6,146</u> 千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	

現行

別表 4

算定基準

(第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 <u>58,386</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>42,816</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>51,380</u> 千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 (都道府県 1/3 市町村 1/3) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 (都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10)
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 <u>2,919</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>2,141</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>2,569</u> 千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 <u>6,888</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>5,051</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>6,061</u> 千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	

改正後

現行

	地域の余裕スペース活用促進加算	第8条(1)に基づく場合 6,111千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,481千円 第8条(4)に基づく場合 5,378千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用
	特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 24,968千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,310千円 第8条(4)に基づく場合 21,971千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 3,656千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,681千円 第8条(4)に基づく場合 3,217千円 2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 6,512千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,775千円 第8条(4)に基づく場合 5,730千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料

	地域の余裕スペース活用促進加算	第8条(1)に基づく場合 6,027千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,420千円 第8条(4)に基づく場合 5,304千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用
	特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 24,623千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,057千円 第8条(4)に基づく場合 21,668千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 3,605千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,643千円 第8条(4)に基づく場合 3,172千円 2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 6,422千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,709千円 第8条(4)に基づく場合 5,651千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料

改正後					現行				
	環境改善 加算	第8条(1)に基づく場合 <u>6,984</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>5,122</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>6,146</u> 千円	子どもにやさしい 環境を作り出すため に必要となる費用			環境改善 加算	第8条(1)に基づく場合 <u>6,888</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>5,051</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>6,061</u> 千円	子どもにやさしい 環境を作り出すため に必要となる費用	
	特殊付帯 工事費	第8条(1)に基づく場合 <u>24,968</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>18,310</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>21,971</u> 千円	特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費			特殊付帯 工事費	第8条(1)に基づく場合 <u>24,623</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>18,057</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>21,668</u> 千円	特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費	

改正後

別紙様式1

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
 - 2 申請額算出内訳 別紙(1)のとおり
 - 3 事業計画 別紙(2)のとおり
市町村が、社会福祉法人等が行う整備に対して補助を行う事業については、設置主体から市町村へ提出された申請書の事業計画の副本(別紙(2)の様式を準用すること)を添付すること。
- (添付資料)
- (1) 市町村及び設置主体の歳入歳出予算(見込)書抄本
 - (2) その他参考となる資料

現行

別紙様式1

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
 - 2 申請額算出内訳 別紙(1)のとおり
 - 3 事業計画 別紙(2)のとおり
市町村が、社会福祉法人等が行う整備に対して補助を行う事業については、設置主体から市町村へ提出された申請書の事業計画の副本(別紙(2)の様式を準用すること)を添付すること。
- (添付資料)
- (1) 市町村及び設置主体の歳入歳出予算(見込)書抄本
 - (2) その他参考となる資料

改正後

現行

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金所要額市町村別内訳表

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金所要額市町村別内訳表

市町村名

市町村名

(単位:円)

(単位:円)

施設名	施設種別	設置主体	整備区分	放課後児童クラブ整備促進事業	交付金所要額	年次計画	抵当権設置の有無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
合計(施設分)							

施設名	施設種別	設置主体	整備区分	放課後児童クラブ整備促進事業	交付金所要額	年次計画	抵当権設置の有無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
合計(施設分)							

- (1) 施設種別欄には、放課後児童クラブは「放」、病児保育施設には「病」と記載すること。
- (2) 設置主体欄には、市町村は「公」、社会福祉法人等には「民」と記載すること。
- (3) 整備区分欄には、創設、改築、拡張、大規模修繕、応急仮設施設整備の別を記入すること。
- (4) 放課後児童クラブ整備促進事業欄には、「放課後児童クラブ整備促進事業」であれば、○を付すこと。
- (5) 年次計画欄は、単年度事業の場合は「単年度」、複数年事業の場合は「(元号) 年度●%、(元号) 年度●%」と記入すること

- (1) 施設種別欄には、放課後児童クラブは「放」、病児保育施設には「病」と記載すること。
- (2) 設置主体欄には、市町村は「公」、社会福祉法人等には「民」と記載すること。
- (3) 整備区分欄には、創設、改築、拡張、大規模修繕、応急仮設施設整備の別を記入すること。
- (4) 放課後児童クラブ整備促進事業欄には、「放課後児童クラブ整備促進事業」であれば、○を付すこと。
- (5) 年次計画欄は、単年度事業の場合は「単年度」、複数年事業の場合は「(元号) 年度●%、(元号) 年度●%」と記入すること

改正後

現行

別紙(1) 子ども・子育て支援施設整備交付金申請額算出内訳

別紙(1) 子ども・子育て支援整備交付金申請額算出内訳

(整備区分:創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮施設整備) (施設の名称)

(整備区分:創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮施設整備) (施設の名称)

区 分	総事業費 A 円	対象経費の 実支出 (予定)額 B 円	寄付金 その他の 収 入 C 円	差引額 (A-C) D 円	国庫補助 基準額 E 円	選 定 額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	交 付 金 所 要 額 H 円
工 事 費								
工 事 事 務 費								
〇 〇 加 算								
〇 〇 加 算								
解体撤去・仮施設整備費								
特 殊 附 帯 工 事								
(小 計)								
そ の 他 の 工 事 費								
合 計								

区 分	総事業費 A 円	対象経費の 実支出 (予定)額 B 円	寄付金 その他の 収 入 C 円	差引額 (A-C) D 円	国庫補助 基準額 E 円	選 定 額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	交 付 金 所 要 額 H 円
工 事 費								
工 事 事 務 費								
〇 〇 加 算								
〇 〇 加 算								
解体撤去・仮施設整備費								
特 殊 附 帯 工 事								
(小 計)								
そ の 他 の 工 事 費								
合 計								

(注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。
 2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 3 F欄には、各区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 (工事費のE欄の金額は、工事費及び工事事務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)
 4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 H欄には、G欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
 6 〇〇加算欄には、各種加算の適用がある場合に、当該加算について記載すること。

(注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。
 2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 3 F欄には、各区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 (工事費のE欄の金額は、工事費及び工事事務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)
 4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 H欄には、G欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
 6 〇〇加算欄には、各種加算の適用がある場合に、当該加算について記載すること。

改正後

現行

別紙(2)

(略)

(略)

改正後

別紙様式2

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり管内市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金所要額市町村別内訳表
- 2 令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金交付申請書
●●市外 ●市町村分

現行

別紙様式2

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり管内市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度子ども・子育て支援整備交付金所要額市町村別内訳表
- 2 令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付申請書
●●市外 ●市町村分

改正後

別紙様式3の1

< 番 号 >

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金交付決定通知書

市 町 村 名

令和 年 月 日<発番>で申請のあった令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

【なお、同日同号で申請のあった<施設名>に係る財産処分(抵当権設定)については、適正化法第7条第3項の規定により付した条件に基づき、承認したので通知する。

本財産処分が完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を内閣総大臣に提出しなければならない。

また、抵当権が実行に移される場合には、内閣府における補助金等に係る財産処分通知の承認手続き等について(平成20年5月27日府会第393号)2(1)に規定する額を、内閣総理大臣が別に定める日までに納付しなければならない。】

令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事

1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第5条に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日<発番>申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び交付金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交付決定額	金	円

3 この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。

4 この交付金は、交付要綱第9条に規定する事項を条件として交付するものとする。

5 事業に係る実績報告は、交付要綱第15条に定めるところにより行わなければならない。

6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

(施行注意)

【 】内の字句は抵当権設定がある市町村においてのみ使用するものとする。

現行

別紙様式3の1

< 番 号 >

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付決定通知書

市 町 村 名

令和 年 月 日<発番>で申請のあった令和 年度子ども・子育て支援整備交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

【なお、同日同号で申請のあった<施設名>に係る財産処分(抵当権設定)については、適正化法第7条第3項の規定により付した条件に基づき、承認したので通知する。

本財産処分が完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を内閣総大臣に提出しなければならない。

また、抵当権が実行に移される場合には、内閣府における補助金等に係る財産処分通知の承認手続き等について(平成20年5月27日府会第393号)2(1)に規定する額を、内閣総理大臣が別に定める日までに納付しなければならない。】

令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事

1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第5条に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日<発番>申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び交付金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交付決定額	金	円

3 この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。

4 この交付金は、交付要綱第9条に規定する事項を条件として交付するものとする。

5 事業に係る実績報告は、交付要綱第15条に定めるところにより行わなければならない。

6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

(施行注意)

【 】内の字句は抵当権設定がある市町村においてのみ使用するものとする。

改正後

現行

別紙様式3の2

別紙様式3の2

< 番 号 >

< 番 号 >

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金変更交付決定通知書

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金変更交付決定通知書

市 町 村 名

市 町 村 名

令和 年 月 日<発番>で交付決定の通知をした平成 年度子ども・子育て支援施設整備交付金については、令和 年 月 日<発番>申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

令和 年 月 日<発番>で交付決定の通知をした平成 年度子ども・子育て支援整備交付金については、令和 年 月 日<発番>申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

令和 年 月 日

令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事

都 道 府 県 知 事

1 この補助金の交付の対象となる事業、その他は「令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金交付決定通知書」の各項によるものである。

1 この補助金の交付の対象となる事業、その他は「令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付決定通知書」の各項によるものである。

2 この補助金の額は次のとおりである。

2 この補助金の額は次のとおりである。

今回交付決定額	金	円
前回交付決定額	金	円
差 引 額	金	円

今回交付決定額	金	円
前回交付決定額	金	円
差 引 額	金	円

3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

改正後

現行

別紙様式4

子ども・子育て支援施設整備交付金調書

子ども・子育て支援整備交付金調書

令和 年度 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計 子ども・子育て支援勘定

都道府県・市町村名

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	
(項)地域子ども・子育て支援事業費 (目)子ども・子育て支援施設整備交付金	円			円	円		円	円	円	円	
主体工事費 解体撤去・仮設施設整備費 特殊附帯工事費 その他の工事費											

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額に応じて、記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分を目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に「国庫補助金額を内書()」をもって附記すること。

別紙様式4

子ども・子育て支援整備交付金調書

令和 年度 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計 子ども・子育て支援勘定

都道府県・市町村名

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	
(項)地域子ども・子育て支援事業費 (目)子ども・子育て支援整備交付金	円			円	円		円	円	円	円	
主体工事費 解体撤去・仮設施設整備費 特殊附帯工事費 その他の工事費											

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額に応じて、記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分を目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に「国庫補助金額を内書()」をもって附記すること。

改正後

別紙様式7

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市町村長

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 精算額算出内訳 別紙(1)のとおり
- 3 事業実績報告書 別紙(2)のとおり
市町村が、社会福祉法人等が行う整備に対して補助を行う事業については、設置主体から市町村へ提出された報告書の事業計画の副本(別紙(2)の様式を準用すること)を添付すること。

(添付資料)

- (1) 市町村及び設置主体の当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) その他参考となる資料

現行

別紙様式7

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市町村長

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 精算額算出内訳 別紙(1)のとおり
- 3 事業実績報告書 別紙(2)のとおり
市町村が、社会福祉法人等が行う整備に対して補助を行う事業については、設置主体から市町村へ提出された報告書の事業計画の副本(別紙(2)の様式を準用すること)を添付すること。

(添付資料)

- (1) 市町村及び設置主体の当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) その他参考となる資料

改正後

現行

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金精算額市町村別内訳表

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金精算額市町村別内訳表

市町村名

市町村名

(単位:円)

(単位:円)

施設名	施設種別	設置主体	整備区分	放課後児童クラブ整備促進事業	交付金所要額	年次計画	抵当権設置の有無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
合計(施設分)							

施設名	施設種別	設置主体	整備区分	放課後児童クラブ整備促進事業	交付金所要額	年次計画	抵当権設置の有無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
合計(施設分)							

- (1)施設種別欄には、放課後児童クラブは「放」、病児保育施設には「病」と記載すること。
- (2)設置主体欄には、市町村は「公」、社会福祉法人等には「民」と記載すること。
- (3)整備区分欄には、創設、改築、拡張、大規模修繕、応急仮設施設整備の別を記入すること。
- (4)放課後児童クラブ整備促進事業欄には、「放課後児童クラブ整備促進事業」であれば、○を付すこと。
- (5)年次計画欄は、単年度事業の場合は「単年度」、複数年事業の場合は「(円) 年度●%、(円) 年度●%」と記入すること

- (1)施設種別欄には、放課後児童クラブは「放」、病児保育施設には「病」と記載すること。
- (2)設置主体欄には、市町村は「公」、社会福祉法人等には「民」と記載すること。
- (3)整備区分欄には、創設、改築、拡張、大規模修繕、応急仮設施設整備の別を記入すること。
- (4)放課後児童クラブ整備促進事業欄には、「放課後児童クラブ整備促進事業」であれば、○を付すこと。
- (5)年次計画欄は、単年度事業の場合は「単年度」、複数年事業の場合は「(円) 年度●%、(円) 年度●%」と記入すること

改正後

現行

別紙(1)

子ども・子育て支援施設整備交付金精算額内訳

(整備区分:創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮設施設整備)

(施設の名称)

区 分	支出済 総事業費	対象経費の 実支出額	寄付金 その他の 収 入	差引額 (A-C)	国庫補助 基準額	選 定 額	国庫補助 基本額	交 付 金 所 要 額	交付金 交付決定額	交付金 受入済額	差引過△ 不足額 (H-J)
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円	K 円
工 事 費											
工 事 事 務 費											
〇 〇 加 算											
〇 〇 加 算											
解体撤去・仮設施設整備費											
特 殊 附 帯 工 事											
(小 計)											
そ の 他 の 工 事 費											
合 計											

- (注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。
 2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 3 F欄には、各区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 (工事費のE欄の金額は、工事費及び工事事務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)
 4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 H欄には、G欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
 6 〇〇加算欄には、各種加算の適用がある場合に、当該加算について記載すること。

別紙(1)

子ども・子育て支援整備交付金精算額内訳

(整備区分:創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮設施設整備)

(施設の名称)

区 分	支出済 総事業費	対象経費の 実支出額	寄付金 その他の 収 入	差引額 (A-C)	国庫補助 基準額	選 定 額	国庫補助 基本額	交 付 金 所 要 額	交付金 交付決定額	交付金 受入済額	差引過△ 不足額 (H-J)
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円	K 円
工 事 費											
工 事 事 務 費											
〇 〇 加 算											
〇 〇 加 算											
解体撤去・仮設施設整備費											
特 殊 附 帯 工 事											
(小 計)											
そ の 他 の 工 事 費											
合 計											

- (注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。
 2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 3 F欄には、各区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 (工事費のE欄の金額は、工事費及び工事事務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)
 4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 H欄には、G欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
 6 〇〇加算欄には、各種加算の適用がある場合に、当該加算について記載すること。

改正後

現行

別紙(2)

(略)

(略)

改正後

別紙様式8

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金の事業実績報告書の提出について

令和 年 月 日<発番>により交付された令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金について、別添のとおり管内市町村の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金精算額市町村別内訳表
- 2 令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金事業実績報告書
●●市外 ●市町村分

現行

別紙様式8

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の事業実績報告書の提出について

令和 年 月 日<発番>により交付された令和 年度子ども・子育て支援整備交付金について、別添のとおり管内市町村の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度子ども・子育て支援整備交付金精算額市町村別内訳表
- 2 令和 年度子ども・子育て支援整備交付金事業実績報告書
●●市外 ●市町村分

改正後

別紙様式9

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市町村長

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

現行

別紙様式9

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市町村長

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

改正後

現行

別紙

(略)

(略)

改正後

現行

別紙様式10

< 番 号 >

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金交付額確定通知書

市 町 村 名

令和 年 月 日<発番>をもって交付決定した令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金については、令和 年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を金 円に確定したので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。)

令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事

(施行注意)

()内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

別紙様式10

< 番 号 >

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付額確定通知書

市 町 村 名

令和 年 月 日<発番>をもって交付決定した令和 年度子ども・子育て支援整備交付金については、令和 年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を金 円に確定したので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。)

令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事

(施行注意)

()内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

改正後

別紙様式11

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日<発番>により交付決定のあった令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金について、子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱第9条(1)ク、(2)エの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)
金 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

現行

別紙様式11

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日<発番>により交付決定のあった令和 年度子ども・子育て支援整備交付金について、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱第9条(1)ク、(2)エの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)
金 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)